

社 団 法 人 富 山 法 人 会 定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、社団法人富山法人会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会の事務所は、富山市内に置く。本会は、理事会の決議を経て必要の地に支部を置くことができる。

第 2 章 目的および事業

(目 的)

第 3 条 本会は、健全な納税者団体として、税務知識の普及に努めるとともに、あわせてよき法人企業をめざすものの団体としての活動を通じて、適正な申告納税制度の確立と納税意識の高揚を図り、もって税務行政の円滑な執行に寄与し、企業経営と社会の健全な発展に貢献することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 税務知識の普及と納税道義の高揚に資する各種の事業
- 二 税制及び税法に関する研究並びに要望意見の具申
- 三 租税、法規の周知徹底を図るための講習会、説明会等の開催
- 四 経理、経営に関する講習会、説明会等の開催
- 五 会員の役職員の研鑽等、会員企業の健全な発展に資する各種の事業
- 六 地域社会への貢献等、社会の健全な発展に資する各種の事業
- 七 機関紙の発行及び上記各号の事業に必要な各種資料の刊行、配布
- 八 会員の福利厚生に必要な事業
- 九 友誼団体との協調、連けい
- 十 その他、前条の目的を達成するために、必要な事業

第 3 章 会 員

(会員の資格)

第 5 条 本会の会員たる資格を有する者は、富山税務署の管轄区域内に所在する法人または法人の事業所で本会の目的及び事業に賛同する者とする。

(資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、所定の申込手続により任意に入会することができる。

(会員の権利義務)

第7条 会員は、本会の事業活動につき、その便宜を受ける権利を有するとともに、この定款及び総会の決議に従う義務を有する。

(資格の喪失)

第8条 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を失う。

- 一 退会
- 二 事業の閉鎖、または解散
- 三 除名

(退 会)

第9条 本会を退会しようとする者は、所定の退会手続により任意に退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が、次の各号の一に該当する場合には、総会の決議により除名することができる。

- 一 会員としての義務の履行を怠ったとき
- 二 本会の名誉を棄損しまたは本会の目的に反する行為があったとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合には、その会員に総会で弁明の機会を与えなければならない。

(会費)

第11条 会員は、総会の決議を経て別に定めるところにより、会費を納入するものとする。

- 2 既納の会費は、原則としてこれを返還しない。

(会員の名簿)

第12条 本会は、別に定める様式により、会員名簿を作成し、これを本会の事務所に常置するものとする。

- 2 前項の会員名簿は、会員に異動を生じたつど、これを訂正するものとする。

第4章 役 員

(役員の種類)

第13条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|--------|-------------|
| 理事 | 80名以上120名以内 |
| うち 会 長 | 1名 |
| 副会長 | 7名以内 |
| 常任理事 | 40名以内 |
| 監 事 | 5名以内 |

2 会長が必要と認めるときは、専務理事1名を置くことができる。

(役員を選任)

第14条 理事及び監事は、総会において会員の代表者その他の役職員のうちからこれを選任する。

2 会長、副会長及び常任理事は、理事の互選により、これを選任する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

4 専務理事は、第1項の規定にかかわらず理事会の決議を経て会長が任免する。

(役員職務)

第15条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ定められた順位によりその職務を代行する。

3 理事は、総会の決議に従い、本会の運営を協議、執行する。

4 常任理事は、本会の常務を審理、処理する。

5 監事は、民法第59条の職務を行う。

6 専務理事は、会長の命を受け会務を統括する。

(役員任期)

第16条 役員任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 増員または補欠のため選任された役員任期は、前項の規定にかかわらず、それぞれ現任者または前任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期が満了した後においても、後任者が就任するまではその職務を行うものとする。

(役員解任)

第17条 本会の役員たるにふさわしくない行為があった場合、その他第10条第1項各号の一に類する事実があったときは、総会の3分の2以上の決議でその役員を解任することができる。

2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、その役員に総会において弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第18条 役員は、原則として無報酬とする。ただし、専務理事はこの限りでない。

2 専務理事の報酬は、理事会の決議を経て別に定める。

第5章 名誉会長、顧問、相談役、評議員、委員及び事務局

(名誉会長、顧問、相談役及び評議員)

第19条 本会に、名誉会長、顧問、相談役、及び評議員若干名を置くことができる。

2 名誉会長、顧問、相談役、及び評議員は、2年ごとに理事会の推薦により会長がこ

れを委嘱する。

- 3 名誉会長、顧問、相談役、及び評議員は、本会の業務運営上の重要な事項について、会長の諮問に応ずる。

(委員会)

第20条 第4条に規定する本会の業務を分担するため、委員会を設けることができる。

- 2 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。
- 3 委員長及び委員は、理事会の推薦により会員の代表者その他の役職員のうちから会長がこれを委嘱する。

(事務局)

第21条 本会の事務を処理するため、事務局を設ける。

- 2 事務局には、職員若干名を置き会長がこれを任免する。
- 3 職員は、原則として有給とする。

(規程の制定)

第22条 委員会・青年部会・女性部会及び事務局の運営に関する規程は、理事会の決議を経て会長が別に定める。

(帳簿及び書類等の備付け及び閲覧)

第22条の2 本会の事務局には、常に次の各号に掲げる帳簿及び書類等を備えておかなければならない。ただし、第1号から第3号及び第8号に掲げる書類については最新版を、第6号及び第9号について掲げる書類については5年間分を備えて置くものとする。

- 一 定款
 - 二 会員名簿及び会員の異動に関する書類
 - 三 理事、監事、名誉会長、顧問、相談役及び職員の名簿及び履歴書
 - 四 許認可等及び登記に関する書類
 - 五 会議の議事録
 - 六 事業報告書及び収支計算書
 - 七 収入支出に関する帳簿及び証拠書類
 - 八 事業計画書及び収支予算書
 - 九 正味財産増減計算、貸借対照表及び財産目録
 - 十 その他必要な帳簿及び書類等
- 2 前項第1号、第6号、第8号及び第9号に掲げる書類並びに会員名簿及び役員名簿については、これを一般の閲覧に供するものとする。

第6章 会 議

(会議の種類)

第23条 会議は、総会および役員会とし、会長がこれを招集する。

(総会)

第24条 総会を分けて、定時総会及び臨時総会とし、いずれも会員の全員をもって組織する。

(総会の開催及び招集)

第25条 定時総会は、毎年1回事業年度終了後2か月以内に開催する。

2 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、または会員総数の5分の1以上もしくは監事が会議の目的たる事項を示して請求したときに開催する。

3 総会は、開催の日から少なくとも7日前に、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した文書を発して招集する。ただし、会長がやむを得ないと認めたときは、便宜の方法をもってこれに代えることができる。

(会員の表決権)

第26条 会員は各1個の表決権を有する。

2 会員は、前項の表決権を行使するため、総会に各1名の代表を出席させる。

3 会員は、委任状をもって、総会における表決権の行使を他の出席会員に委任することができる。この場合、委任した会員は出席したものとみなす。

(総会の議事)

第27条 総会は、全会員の過半数が出席しなければ成立しない。

2 総会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、出席会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の付議事項)

第28条 総会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

- 一 事業報告及び事業計画
- 二 決算及び収入支出予算
- 三 理事会において、総会に付議すべきことを決議した事項
- 四 その他、会長が必要と認めて付議した事項

(役員会)

第29条 役員会を分けて理事会及び常任理事会とする。

2 理事会は、理事の全員をもって組織し、常任理事会は、会長、副会長及び常任理事をもって組織する。

3 監事、名誉会長、顧問、相談役及び評議員は、役員会に出席して意見を述べることができる。

(役員会の開催及び招集)

第30条 役員会は、会長が必要と認めたときこれを開催する。

2 役員会の招集については、第25条第3項の規定を準用する。

(役員会の議事)

第31条 役員会は、その構成員の過半数が出席しなければ成立しない。

2 役員会の議事は、出席役員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(役員会の付議事項)

第32条 理事会は、この定款に別段の定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

- 一 総会に提出すべき議案
- 二 定款の変更に関する議案
- 三 総会において、理事会に委任された事項
- 四 その他、会務の運営に関して会長が必要と認めた事項

2 常任理事会は、理事会に代わり、常務の執行に関する事項及び緊急な事項を決議する。ただし、その決議事項は、次の理事会に報告してその承認を得なければならない。

(会議の議長)

第33条 すべての会議の議長は会長をもってこれにあてる。

第7章 資産および会計

(資産の構成)

第34条 本会の資産は、次の各号に掲げるものにより構成する。

- 一 設立当初寄付された別紙財産目録記載の財産
- 二 会費
- 三 事業に伴う収入
- 四 資産から生じる果実
- 五 寄付金品
- 六 その他の収入

(資産の管理)

第35条 本会の資産は、理事会の決議を経て別に定める方法により、会長がこれを管理する。

(資産の区分)

第36条 本会の資産は、基本財産及び運用財産の2種類に区分する。

2 基本財産は、別紙財産目録のうち基本財産の部に記載する資産及び将来基本財産に組み入れられる資産とする。

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の使用の制限)

第37条 基本財産は、これを消費し、または抵当権その他の物権のために供してはならない。

- 2 事業の遂行上やむを得ない事由があるときは、前項の規定にかかわらず、総会の決議を経てその一部に限りこれを処分することができる。

(経費)

第38条 本会の経費は、運用財産をもってこれに充てる。

(収支予算、収支決算等)

第39条 本会の収入支出予算及び決算は、事業計画及び事業報告とともに総会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の収入支出決算については、財産目録を付して監事の監査を経なければならない。

(事業計画)

第40条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、総会の決議を経、かつ、金沢国税局長の認可を受けなければ、これを変更することができない。

(解散)

第42条 本会は、総会において、会員の過半数が出席し、その3分の2以上の決議により、解散することができる。

(残余財産の処分)

第43条 本会が解散した場合の残余財産は、総会の決議を経、かつ、金沢国税局長の許可を得て、本会と類似の目的をもつ他の団体に寄付するものとする。

第9章 雑 則

(細 則)

第44条 この定款の施行に必要な細則は、理事会の決議を経て別に定める。

付 則

1. この定款は、金沢国税局長の設立許可があった日から施行する。
2. 従来富山法人会に属した会員及び同会の権利義務の一切は、本会が継承する。
3. 役員及び監事の任期は、設立初年度に限り、創立総会の日から次の定時総会の日までとする。
4. 本会の設立初年度の事業年度は、第40条の規定にかかわらず、創立総会の日から、昭和47年3月31日までとする。

5. 第2章の第3条及び第4条の一部改正と挿入、並びに第5章の第22条の一部改正は平成5年7月21日より施行する。
6. 第14条（役員の選任）、第17条（役員の解任）、第21条（事務局）、第21条の2（帳簿及び書類等の備付け及び閲覧）の改正規定は、平成10年5月15日から実施する。
7. 専務理事に関する定款の一部改正第13条（役員の種類）第14条（役員の選任）第15条（役員の職務）第18条（役員の報酬）は、平成12年8月25日から施行する。
8. 名誉会長の創設による定款の一部改正第五章第19条（名誉会長、顧問、相談役及び評議員）第22条の2（帳簿及び書類等の備付け及び閲覧）第29条（役員会）は平成15年8月19日から施行する。